

必要書類

事前届出(借入後1か月以内)

- 1.宇佐市創業資金融資利子等補助金事前届出書(様式第1号)
- 2.金銭消費貸借契約証書の写し(全ページ)
- 3.補助対象融資であることが確認できる書類
- 4.信用保証料決定のお知らせの写し(信用保証協会を利用された方)
- 5.返済日、返済元金及び利子が確認できる完済までの返済計画書
- 6.利子・保証料補助額計算書(事前届出用)
- 7.特定創業支援事業を修了したことを証する証明書の写し
(事前届出時に証明書の写しを提出できる方のみ)
- 8.誓約書(事前届出用)
- 9.暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

交付申請(毎年1月末まで)

- 1.宇佐市創業資金融資利子等補助金交付申請書(様式第2号)
- 2.前年中に支払った利子が確認できる書類
- 3.利子・保証料補助額計算書(前年分)
- 4.特定創業支援事業を修了したことを証する証明書の写し
(事前届出時に証明書の写しを未提出の方)
- 5.法人:宇佐市税務課に提出した法人設立届出書の写し
個人:宇佐税務署に提出した開業届出書の写し(税務署の受付印があるもの)
- 6.事業所の存在が確認できる書類
- 7.市税の滞納のない証明(法人の場合は法人及びその代表者)
※申請年の1月以降<宇佐市税務課>
- 8.上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書
- 9.誓約書兼チェックリスト(交付申請用)
- 10.請求書(様式第4号)(※日付は空白で出してください)

**交付申請は毎年必要です。
忘れると前年1年分の補助が受けられなくなるので、ご注意ください。**